

御嶽山を登山する皆様へ

登山届は必ず提出しましょう!



写真:御嶽山

岐阜県では
「岐阜県北アルプス地区
及び活火山地区
(御嶽山・焼岳・白山・乗鞍岳)における
山岳遭難防止に関する条例」
により登山届の提出を
義務付けています。

登山届対象エリア

- 御嶽山の想定火口域から4km以内の区域(詳細は裏面をご覧ください)。

登山届の提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出

コンパス



YAMAP



山と自然ネットワークコンパス
Compass ※運営:(公社)日本山岳ガイド協会

▲ YAMAP ※運営:(株)ヤママップ

- 右記機関への郵送、FAX、メール等

提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び下呂市警察署並びに
両署管内の交番・駐在所

何のために登山届を出すの?



- 事前に計画をたてることで、無理な登山を防止し、
体力・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故にあったとき、遭難場所を特定しやすく、
スムーズな救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と
素早く連絡をとることができます。

罰則 (過料)

- 登山届を提出しなかった者、
虚偽の届出をした者は
5万円以下の過料が科せられます。

注意 事項

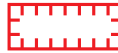
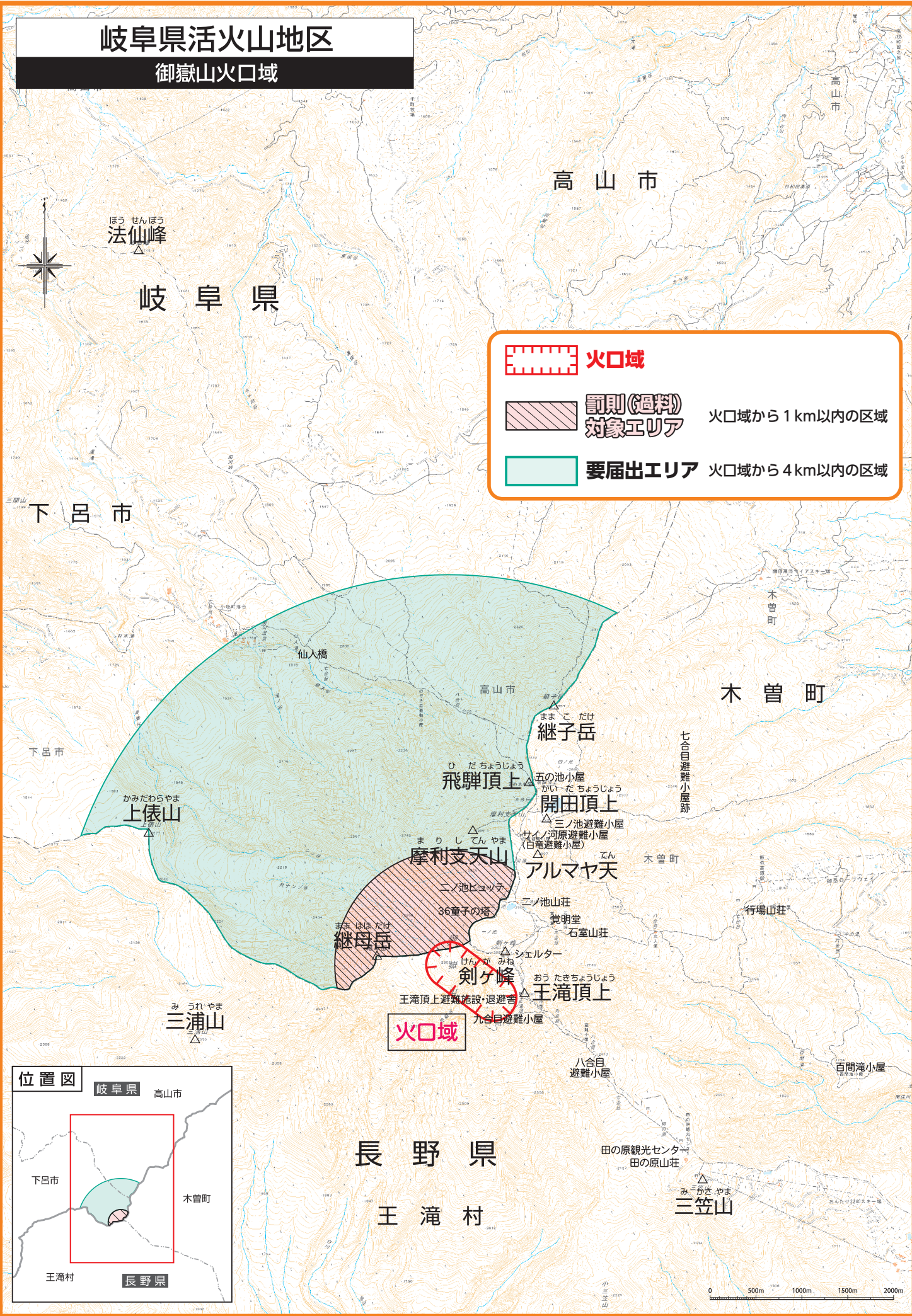
- 御嶽山は活火山です。登山にあたっては、
事前に登山道の規制状況等を確認し、ヘルメット
等の安全装備を準備するようお願いいたします。

条例に関する
問い合わせ先

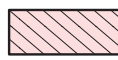
岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係 TEL:058-272-1111(内線2837)

岐阜県活火山地区

御嶽山火口域

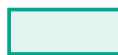


火口域



罰則(過料)
対象エリア

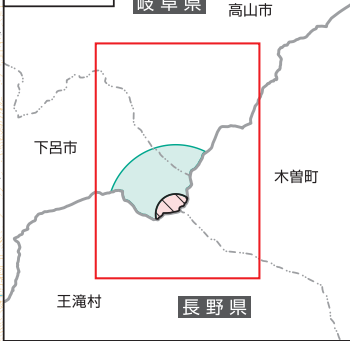
火口域から1 km以内の区域



要届出エリア

火口域から4 km以内の区域

位置図



長野県

王滝村

